

【重点支援地方交付金活用事業】

郡上市 中小事業者物価高騰対策省エネ設備更新補助金

～物価高騰対策として事業者の省エネ設備への更新を支援します～

1. 対象事業

補助金の補助対象事業は、中小事業者が市内に所在する事業所等で使用する設備を、省エネルギー性能に優れた設備へ更新する事業とする。ただし、当該更新する設備は、【新品】かつ、【事業用】でなければならない。

※申請者が当該設備の所有者となることを前提としない契約（リース契約、レンタル契約等）は補助対象外とします。

※当該設備の購入及び設置工事は、原則として市内事業者に限るものとする。

【補助対象となる設備】

※事業所内において常時設置（据置）して使用するものに限る。

対象設備	基準
エアコンディショナー	省エネ基準達成率 100%以上の認定のあるもの
冷蔵庫	//
冷凍庫	//
温水機器	//
ショーケース	//
LED 照明器具	統一省エネラベル 3.0 以上またはグリーン購入法適合のもの

資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」

こちらのサイトを参考にしてください。



2. 補助対象者

補助対象者は、補助事業を市内で行う中小事業者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 市内において1年以上（令和8年4月1日現在）同一の事業を行っており、補助事業完了後も3年以上、市内で事業及び補助対象設備を継続して使用すること。
- ② 暴力団等でないこと。
- ③ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業でないこと。
- ④ 補助金の交付決定を受ける前に補助事業に着手していないこと。
- ⑤ 同一の補助対象経費について、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑥ 市税を滞納していないこと。（法人は法人市民税、個人は市民税の納税証明書）

3. 対象経費等

補助金の限度額及び補助金の要件は、下記のとおりとする。

補助対象経費	補助率・限度額
補助金の補助対象経費は、補助事業に要する経費とする。 ただし、補助対象経費に課される消費税及び地方消費税並びに補助事業に直接資するものと認められない工事は、補助対象経費から除くものとする。 ※既存設備の撤去費、附随工事、送料は対象とする。	【補助率】 補助対象経費の3分の2以内 【補助金の限度額】 下限：10万円 上限：100万円 ※千円未満切捨て

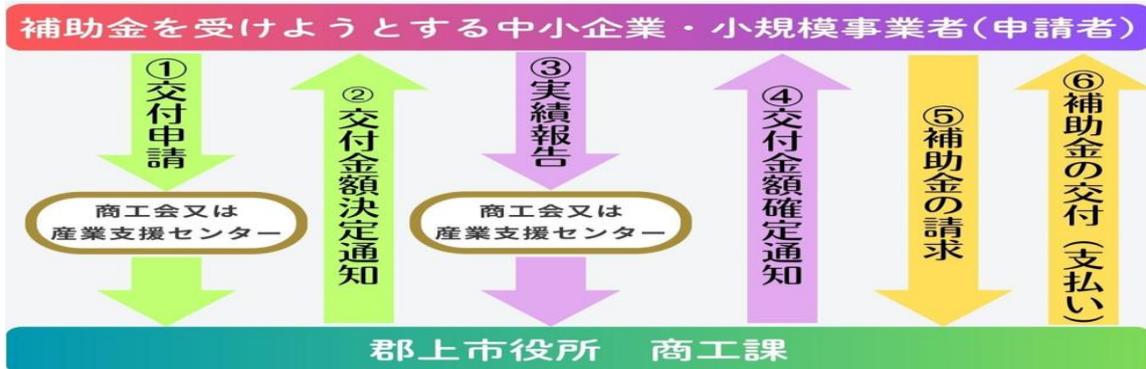
4. 募集スケジュールについて

- 申請募集・・・令和8年4月1日～令和8年8月31日まで
- 実績報告・・・令和8年12月10日まで
- 請求書提出・・・令和8年12月31日まで

5. 交付申請の流れ

① 交付申請（申請者）

交付申請書（様式第1号）に下記書類を添付し、郡上市商工会又は産業支援センターへ申請してください。
 ※郡上市商工会での申請受付は本所（八幡町島谷 130-1 産業プラザ1階）のみとなります。



1	事業計画・実績書（様式第2号）
2	補助対象経費積算書（申請時・決算時）（様式第3号）
3	誓約書兼同意書（様式第4号）
4	申請日前3月以内に発行された法人登記事項証明書（法人の場合）、開業届出書又は所得税の確定申告書の写し（個人の場合）
5	補助事業に係る見積書の写し
6	補助事業を実施する設備が補助対象設備であることを確認できる書類
7	補助事業を実施する前の設備の写真と設置箇所が確認できる平面図
8	市税に滞納がないことを証明する書類
9	その他、市長が必要と認める書類

② 交付決定（郡上市）

申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知します。

③ 実績報告（申請者）

改修に要する経費の支払後、実績報告書（様式第8号）に下記の書類を添えて提出してください。

改修に対する補助の実績報告	
1	事業計画・実績書（様式第2号）
2	補助対象経費積算書（申請時・決算時）（様式第3号）
3	補助事業を実施した箇所の現況写真
4	領収書等補助対象経費の支出を証する書類の写し ※支払の内訳がわかる書類を添付してください。
5	その他、市長が必要と定める書類

④ 金額確定（郡上市）

報告書等の書類の審査を行い、当該事業が適当と認められるときは、「補助金交付確定通知書（様式第9号）」により通知します。

⑤ 補助金の請求（申請者）

「補助金交付確定通知書」の受領後、「補助金交付請求書（様式第10号）」により補助金の請求をしてください。

⑥ 補助金の交付（郡上市）

指定される金融機関の口座へ振込みにより補助金を交付します。

ご不明な点がございましたら郡上市商工課（67-1808）までお問合せください。